

令和8年2月定例会

(2026年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペ ー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第1号 議案第4号	児 童	5	条例制定に伴い市が新たに実施する事業の詳細	玉 井		
議案第1号 議案第4号	児 童	6～14	国の基準と市の条例で定める基準の比較	玉 井		
議案第5号	健康医療	15～16	府内統一前とその後の収入ごとの国民健康保険料の経年比較	五 十 川		
議案第8号	水 道	17	水道条例改正案の提案の経過と吹田市指定給水装置工事事業者数の内訳	竹 村		
議案第9号	地域教育	19～21	吹一地区公民館さんくす分館廃止について提出された意見等	山 根		
議案第17号	健康医療	23	中期計画策定に至るまでの連携協議状況等	五 十 川		
議案第17号	健康医療	24～27	令和7年度（2025年度）包括外部監査に係る結果・意見の対応一覧 NO. 1～4	五 十 川		
議案第17号	健康医療	28～29	市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の令和6年度（2024年度）実績の市内、市外の内訳 NO. 1～2	五 十 川		
議案第17号	健康医療	30	大阪府内の各市民病院の令和6年度（2024年度）経営状況	小 北		
議案第17号	健康医療	31	市立吹田市民病院跡地売却に向けた検討経過	小 北		

条例制定に伴い市が新たに実施する事業の詳細

(単位：千円)

取組名	内容	実施形態	令和8年度 (2026年度) 予算額
1 乳児等通園支援事業所への巡回 支援	新規参入施設等巡回支援の対象に乳児等通園支援事業所を追加し、新たに 事業を実施する事業所に経験豊富な保育士資格を有する職員（会計年度任用 職員）が訪問し、保育内容及び保護者支援の方法等の確立を支援する。 <実施体制> 教育・保育施設支援相談員（会計年度任用職員） 2人 訪問頻度 年に2～3回程度、その他必要に応じて適宜	直営	12,848 ※
2 子育て支援員研修 （仮称）乳児等通園支援コース の実施	乳児等通園支援事業の従事者の確保・育成のため、子育て支援員研修の （仮称）乳児等通園支援コースを実施する。 <実施内容（予定）> 定員：20人程度 基本研修、専門研修（共通科目、乳児等通園支援コース） 合計30時間程度（見学研修を除く）を想定	委託	454
3 乳児等通園支援事業従事者に対す る就学前教育・保育施設職員研修 の実施	乳児等通園支援事業の保育従事者に対しても、市独自事業である就学前教 育・保育施設職員研修を実施することにより、事業の質の維持・向上を図 る。 <実施内容> 乳児保育・保護者支援・子育て支援など、約20講座	委託	9,605 ※
合 計			22,907

※ 事業全体の予算額を記載。現有体制で対応。

国の基準と市の条例で定める基準の比較

1 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

主な項目		国の基準	市の条例で定める基準
1	防災	<p>1 事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を策定しなければならない。</p> <p>2 少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。</p>	同左
2	安全計画	<p>事業者は、安全確保のための設備の点検、研修、訓練等をまとめた計画を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。</p>	同左
3	自動車の運行	<p>1 事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動等のための移動で自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えなければならない。</p>	同左
4	他施設等との併設	<p>事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、乳児等通園支援に支障がない場合限り、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併設する社会福祉施設等に兼ねることができる。</p>	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
5 差別の禁止	事業者は、利用乳幼児の国籍、信条等によって差別的取扱いをしてはならない。	同左
6 虐待等の禁止	事業所の職員は、利用乳幼児に対し、虐待その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	同左
7 食事	事業者は、食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理設備を備えなければならない。	同左
8 運営規程	<p>事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を定める理由及びその額 (6) 1時間当たりの利用定員 (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たったの留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
9 秘密保持	事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	同左
10 事業区分	実施形態として、一般型及び余裕活用型を設定する。	同左
11 [一般型] 設備基準	<p>設備基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室及び便所を設ける。 ・乳児室の面積は、1人につき1.65平方メートル以上とする。 ・ほふく室の面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。 <p>(2) 満2歳以上の幼児を利用させる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室及び便所を設ける。 ・保育室又は遊戯室の面積は、1人につき1.98平方メートル以上とする 	同左
12 [一般型] 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所には、保育士又は市町村長が行う研修を修了した者を置かなければならない。 2 従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 3 事業所として常に2人以上を配置しなければならない。 	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
13 [余裕活用型] 設備・職員	<p>次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（保育所に係るものに限る。）</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 同左</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（令和元年吹田市条例第29号）</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 同左</p>

2 吹田市子ども・子育て支援法施行条例（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

主な項目		国の基準	市の条例で定める基準
1	利用定員	<p>1 事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>2 事業者は、利用時間数、開所日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</p>	同左
2	面談	<p>1 事業者は、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子供及びその保護者の心身の状況及び子供の養育環境を把握するため、保護者との面談を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、費用等の重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>3 事業者は、面談において、重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>	同左
3	正当な理由のない提供拒否の禁止	<p>事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	同左
4	乳児等支援給付認定の申請に係る援助	<p>事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
5 心身の状況等の把握	事業者は、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況、当該乳幼児の養育環境、他の事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。	同左
6 提供の記録	事業者は、特定乳児等通園支援を提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	同左
7 支払	<p>1 事業者は、特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と公定価格との差額に相当する金額の範囲内で利用料の支払を保護者から受けることができる。</p> <p>2 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用（実費）の支払を保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) その他、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
	<p>3 事業者は、利用料及び実費の支払を受けた場合は、保護者に対し、領収証を交付しなければならない。</p> <p>4 事業者は、利用料及び実費の支払を求めるときは、あらかじめ、使途及び額並びに保護者に支払を求めるときは、理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、実費の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	
8 特定乳児等通園支援の取扱方針	<p>事業者は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に準じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。</p>	同左
9 相談及び援助	<p>事業者は、常に利用乳幼児及びその保護者の心身の状況並びに当該乳幼児の養育環境の的確な把握に努め、当該乳幼児及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	同左
10 緊急時等の対応	<p>事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	同左
11 勤務体制の確保等	<p>1 事業者は、利用乳幼児に対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ</p>	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
	<p>い。</p> <p>2 事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならぬ。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	
12	<p>事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。</p>	同左
13	<p>事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット等により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	同左
14	<p>1 事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する利用乳幼児又は保護者その他の当該乳幼児の家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。</p> <p>3 事業者は、利用者等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	同左

主な項目	国の基準	市の条例で定める基準
	<p>4 事業者は、市町村が行う報告徴収及び立入検査に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	
15 記録の整備等	<p>1 事業者は、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、利用乳幼児に対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定乳児等通園支援の提供に当たったの計画</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援の提供の記録</p> <p>(3) 保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	同左

※市基準を国基準のとおりと定めるものについては、主な項目をお示ししています。

府内統一前とその後の収入ごとの国民健康保険料の経年比較

給与収入	給与所得 (令和8年度基準)	1人世帯					
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度) (見込)	増減額 (令和7、8年度比較)	増減率 (令和7、8年度比較)
98万円以下	0円	29,080円	33,430円	32,550円	33,420円	870円	2.67%
100万円	0円	51,420円	58,800円	57,250円	33,420円	△ 23,830円	△ 41.62%
109万円	440,000円	64,620円	72,580円	70,630円	57,250円	△ 13,380円	△ 18.94%
127万5千円	625,000円	120,830円	100,930円	98,170円	85,820円	△ 12,350円	△ 12.58%
128万5千円	635,000円	122,300円	135,910円	99,660円	87,370円	△ 12,290円	△ 12.33%
130万円	650,000円	124,500円	138,190円	134,450円	89,670円	△ 44,780円	△ 33.31%
150万円	850,000円	153,820円	168,830円	164,210円	153,990円	△ 10,220円	△ 6.22%
152万円	870,000円	176,160円	171,900円	167,200円	157,080円	△ 10,120円	△ 6.05%
154万円	890,000円	179,080円	197,270円	170,170円	160,170円	△ 10,000円	△ 5.88%
165万円	1,000,000円	193,570円	212,410円	206,590円	177,150円	△ 29,440円	△ 14.25%
200万円	1,320,000円	227,460円	247,820円	240,990円	248,860円	7,870円	3.27%
300万円	2,020,000円	330,080円	355,060円	345,150円	356,940円	11,790円	3.42%
400万円	2,760,000円	438,560円	468,440円	455,270円	471,190円	15,920円	3.50%
500万円	3,560,000円	555,840円	591,000円	574,310円	594,710円	20,400円	3.55%
600万円	4,360,000円	673,120円	713,560円	693,350円	718,230円	24,880円	3.59%
700万円	5,200,000円	796,280円	842,240円	818,330円	847,920円	29,590円	3.62%
800万円	6,100,000円	926,110円	980,120円	952,250円	986,880円	34,630円	3.64%
875万円	6,800,000円	1,009,620円	1,040,000円	1,034,160円	1,066,620円	32,460円	3.14%
900万円	7,050,000円	1,033,620円	1,040,000円	1,041,710円	1,074,970円	33,260円	3.19%
925万円	7,300,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,049,260円	1,083,320円	34,060円	3.25%
965万円	7,700,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,096,680円	36,680円	3.46%
1千万円	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,108,370円	48,370円	4.56%
1千244万円	10,490,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,120,000円	60,000円	5.66%

※未就学児の均等割軽減は含まず。

※介護分あり。

※府内統一保険料実施前の令和5年度(2023年度)は保険料抑制のため剰余金7億円を充当。

※令和6年度(2024年度)から府内統一保険料実施。

※上部から太線までが均等割及び平等割の7割軽減、太線から二重線までが5割軽減、二重線から破線までが2割軽減。

※下部から太線までが限度額に到達する給与収入額。

		保険料率推移			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度) (見込)
医療分	所得割率	9.00%	9.56%	9.30%	9.50%
	均等割額	26,727円	35,040円	34,424円	34,990円
	平等割額	33,296円	34,803円	33,574円	33,908円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.93%	3.12%	3.02%	3.06%
	均等割額	8,754円	11,167円	11,034円	11,191円
	平等割額	10,905円	11,091円	10,761円	10,845円
	賦課限度額	220,000円	220,000円	240,000円	260,000円
介護分	所得割率	2.73%	2.64%	2.56%	2.60%
	均等割額	15,347円	19,389円	18,784円	18,682円
	平等割額	1,973円			
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
子ども・子育て 支援金分	所得割率				0.28%
	均等割額				1,841円
	平等割額				
	賦課限度額				30,000円

府内統一前とその後の収入ごとの国民健康保険料の経年比較

給与収入	給与所得 (令和8年度基準)	2人世帯					
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度) (見込)	増減額 (令和7、8年度比較)	増減率 (令和7、8年度比較)
98万円以下	0円	44,330円	53,110円	51,830円	53,420円	1,590円	3.07%
100万円	0円	76,830円	91,590円	89,370円	53,420円	△ 35,950円	△ 40.23%
109万円	440,000円	90,020円	105,380円	102,770円	90,600円	△ 12,170円	△ 11.84%
156万円	910,000円	158,930円	177,380円	172,710円	163,180円	△ 9,530円	△ 5.52%
157万円	920,000円	204,740円	178,920円	174,190円	164,720円	△ 9,470円	△ 5.44%
158万円	930,000円	206,210円	233,570円	175,680円	166,270円	△ 9,410円	△ 5.36%
160万円	950,000円	209,130円	236,640円	230,490円	169,350円	△ 61,140円	△ 26.53%
200万円	1,320,000円	248,720円	278,000円	270,670円	279,930円	9,260円	3.42%
228万円	870,000円	307,030円	308,030円	299,830円	310,190円	10,360円	3.46%
233万円	1,549,600円	311,950円	348,590円	304,830円	315,380円	10,550円	3.46%
234万円	1,558,000円	313,190円	349,870円	340,650円	316,670円	△ 23,980円	△ 7.04%
300万円	2,020,000円	380,920円	420,660円	409,400円	423,640円	14,240円	3.48%
400万円	2,760,000円	489,400円	534,040円	519,510円	537,890円	18,380円	3.54%
500万円	3,560,000円	606,680円	656,600円	638,550円	661,410円	22,860円	3.58%
600万円	4,360,000円	723,960円	779,160円	757,590円	784,930円	27,340円	3.61%
700万円	5,200,000円	847,100円	907,830円	882,590円	914,620円	32,030円	3.63%
800万円	6,100,000円	961,590円	1,027,250円	1,003,790円	1,038,800円	35,010円	3.49%
850万円	6,550,000円	1,015,270円	1,040,000円	1,037,650円	1,071,300円	33,650円	3.24%
895万円	7,000,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,051,240円	1,086,330円	35,090円	3.34%
900万円	7,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,052,750円	1,088,000円	35,250円	3.35%
925万円	7,300,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,096,350円	36,350円	3.43%
1千万円	8,050,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,115,010円	55,010円	5.19%
1千244万円	10,490,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,120,000円	60,000円	5.66%

※未就学児の均等割軽減は含まず。

※介護分あり。

※府内統一保険料実施前の令和5年度(2023年度)は保険料抑制のため剰余金7億円を充当。

※令和6年度(2024年度)から府内統一保険料実施。

※上部から太線までが均等割及び平等割の7割軽減、太線から二重線までが5割軽減、二重線から破線までが2割軽減。

※下部から太線までが限度額に到達する給与収入額。

※国民健康保険加入世帯構成は、1人世帯及び2人世帯が全体の約9割を占めているため、2人世帯までを示しています。

		保険料率推移			
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度) (見込)
医療分	所得割率	9.00%	9.56%	9.30%	9.50%
	均等割額	26,727円	35,040円	34,424円	34,990円
	平等割額	33,296円	34,803円	33,574円	33,908円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.93%	3.12%	3.02%	3.06%
	均等割額	8,754円	11,167円	11,034円	11,191円
	平等割額	10,905円	11,091円	10,761円	10,845円
	賦課限度額	220,000円	220,000円	240,000円	260,000円
介護分	所得割率	2.73%	2.64%	2.56%	2.60%
	均等割額	15,347円	19,389円	18,784円	18,682円
	平等割額	1,973円			
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
子ども・子育て 支援金分	所得割率				0.28%
	均等割額				1,841円
	平等割額				
	賦課限度額				30,000円

水道条例改正案の提案の経過と吹田市指定給水装置工事事業者数の内訳

1 経過

令和6年能登半島地震の際、被災地において指定給水装置工事事業者の確保が困難となり、給水装置の復旧に時間を要したことから、各戸で長期間にわたり水道が使用できない状況となりました。当該事業者の確保が困難となった要因としては、宅内配管工事を担う地元市町の事業者数が被害規模に比して少なかったことや、事業者自身が被災したことなどが挙げられます。

その後、国土交通省から令和7年(2025年)4月22日付け「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について(通知)」が発出され、災害その他非常時における給水装置工の実施に当たっては、各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられ、改正の可否を検討するよう助言がありました。

これを受け、本市における指定給水装置工事事業者の状況、並びに近隣各市の動向を踏まえて検討を行った上で、供給規程となる水道条例の改正に向けて、同年11月27日から12月26日までパブリックコメントを実施し、本議案の提案に至ったものです。

2 吹田市指定給水装置工事事業者数(令和7年(2025年)12月末時点)

指定給水装置工 事業者	内訳		
	市内	市外	
		府内	府外
568 事業者	79 事業者	425 事業者	64 事業者

吹一地区公民館さんくす分館廃止について提出された意見等

1 吹田市公民館条例の一部改正に係る骨子案に対する市民意見

No.	提出方法	提出者区分	意見
1	FAX	住民	<p>私は毎週月曜日にさんくす分館で100歳体操、スマイル体操等に参加しています。</p> <p>そのおかげで毎日、健康に過ごすことができ、たくさんの仲間ができて、月曜日が楽しみです。</p> <p>年に2～3回、体力測定があり、高齢福祉室の方が来られて、100歳体操を続けて下さいと常に話されています。</p> <p>なのに吹田市の別の部署では、その場所を閉鎖しようとしています。どういうことでしょうか。</p> <p>さんくす分館の廃館はしかたない事かもしれませんが、この場所で体操が継続できるようにお願いします。</p> <p>ずっと健康でいたいです。</p>
2	FAX	事業その他の活動を行う者	<p>年を重ね足腰も弱くなり、遠くを歩くことが難しくなっている方が多く、バスの便も少ないことから駅近くで続けられるこの場所(分室)での存続をお願いしたいです。</p>
3	FAX	事業その他の活動を行う者	<p>私たちが1995年に絵を教えるべく吹一公民館を訪れた時、入れて頂いたのは吹一公民館水彩画同好会という長年続いた会でした。先生は遠く京都から来て下さっていました。同年、油絵も教えることになり油絵同好会も出来ました。</p> <p>公民館改修工事に伴い、さんくす分館に教室が変更になった頃には絵の道具や画材となる花・果物・花瓶等を自転車で運んでいました。先生もバス・電車を乗り継いで画材を持って来て下さいました。電車で来る生徒もいました。高齢になり自転車に乗れなくなりましたが駅前にあるさんくす分館は電車・バスを降りて直ぐですから荷物を運ぶのも苦労しません。花瓶等一部は教室に置かせてもらっています。</p> <p>新しく立派な吹一公民館本館が建つことを嬉しく思っていますが駅前から荷物を持って歩いていくことが出来ないのでは教室で絵を描くのは諦めなくては行けないのでしょうか。この先今の参加者がますます高齢になりますが、そんな高齢者の楽しみとコミュニケーションの場として、さんくすの一面に場所を提供して頂けたらありがたいです。</p>
4	FAX	住民	<p>今の所が足場も良く便利なのでつづけて使用出来るようにお願い致します。</p> <p>電車利用も多く、この場所はいいです。</p> <p>雨の日風の日、駅近ありがたい、年を重ねると安全第一でお願い致します。</p>

No.	提出方法	提出者区分	意見
5	電子申込システム	住民	<p>私は吹一公民館さんくす分館の近隣の自治会の者です。来年の11月頃にさんくす分館を閉館するということに異議をお伝えします。当自治会は自治会館を所有してはなく、毎月の役員会、夏季、年度末の会議等にさんくす分館を利用しています。</p> <p>さんくす分館が閉館となれば自治会の運営に大きな打撃を受けてしまいます。</p> <p>近隣に内本町コミュニティセンターがありますが、80歳を超える役員が数名います。</p> <p>夜間の会議のためのコミュニティセンターまでは遠く退任希望の声も出ており、自治会解散も視野に検討することになっております。</p> <p>閉館後もこの場所で会議等ができるような施設を新設していただけますようお願い致します。</p> <p>地域活性のためにも自治会を存続させてください。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>

吹一地区公民館さんくす分館廃止について提出された意見等

2 地域から提出された要望書

要 望 書

令和6年4月3日

後藤圭二市長 殿

吹一・吹六地区自治会連合協議会

会 長

要望内容 : 吹一地区公民館移転に伴うさんくす分館の存続に関する要望書

桜花の候、市長におかれましては益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、吹田市地域教育部まなびの支援課及び公民館長様より、令和8年度に吹一地区公民館の移転のお話を伺いました。現公民館の老朽化と狭隘であり規模を大きくして、地区の高齢者いこいの間と地区公民館が併合することは結構なことと存じます。

しかし、移転に伴いさんくす分館も新公民館と併合するかもと聞きました。

現在、近くの自治会・老人会・サークル活動・講座等さんくす分館の利用者の方々は多いと思います。高齢者の多い地区で、「新公民館まで行くのは大変です」と言う声を聞いております。現状のような会議室があればと地域住民の方々が願っております。

以上の件につきまして、宜しくご配慮賜りたくお願い致します。

中期計画策定に至るまでの連携協議状況等

時期 (令和7年度(2025年度))	協議内容等
10月上旬～12月上旬	中期計画の素案について、メール、電話、対面による協議を実施(約25回)
12月11日	令和7年(2025年)11月定例会健康福祉常任委員会 (地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について)
12月中旬～1月上旬	健康福祉常任委員会での質疑を踏まえ、メール、電話、対面による協議を実施(約15回) 【主な協議事項】 (1)全体 各項目において中期目標との違いが分かるよう取組の具体化について協議。 (2)病床機能や経営状況の見える化 情報提供が目的ではなく、経営状況等の可視化を通して市民の理解を深めてもらう趣旨となるよう標題を修正。 (3)合理的配慮への対応 職員を対象とした研修の実施を想定し、「障がいの特性に応じた職員の適切な理解や、配慮への認識を深めることで、合理的配慮の対応を進める。」と修正。 (4)効果的・効率的な業務運営 目標の進捗状況や経営状況を院内で共有できるよう全職員を周知の対象とするように修正。
2月18日	令和8年(2026年)2月定例会提案 (地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画の認可について)

令和7年度（2025年度） 包括外部監査に係る結果・意見の対応一覧 No.1

項目	対応時期・内容	第4期中期計画（案）該当箇所
第2 病院事業の進捗や目標の達成状況を踏まえたPDCAの検証		
意見1	【経営基盤強化のための取組】 経営改善の取組はこれまでも継続しており、引き続き取り組む。さらに経営基盤強化のため、収益や費用のテーマを絞った改善に取り組む。（委託費、薬品費等）	第4-1 経営基盤の確立
意見2	【政策医療の需要に応える体制の検証】 救急搬送の受入状況については引き続き事例を把握し、体制を維持しながら医療需要に応えるよう努める。 また、紹介や救急の断りに関して、断り理由を深掘りした資料を経営戦略会議で共有し、ボトルネックとなっている要因を抽出し、改善に取り組む。 吹田市とこれまで同様、情報共有を密に行っていく。	第2-2 市民病院として担うべき医療
意見3	【地域医療連携の取組の推進】 断り事案の分析については、現在も特徴的な事案について幹部会・部長会で分析・協議を行っているが、さらなる分析を検討する。また、診療科別の目標設定については、診療科ごとの状況（医師のマンパワー等）や疾患構成の変動があるが、検討していく。	第2-4-(1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携
意見4	【法人の目標と整合した業績評価指標の設定】 令和7年度(2025年度)より法人としての事業目標である病床稼働率90%と整合する形で病院指定目標を設定している。令和8年度(2026年度)も同様に年度計画の目標数値である85%と整合するよう診療科別の目標を設定する。	第3-1-(2) 目標管理の徹底
意見5	【地方独立行政法人化の効果検証と長期的視点での計画】 令和8年度(2026年度)以降、吹田市と病院とで検討していく。	該当なし
意見6	【市議会や委員会における病院職員の出席】 対応済み。（議会や常任委員会において、参考人としての出席要請があれば出席する。）	
第3 運営費負担金		
意見7	【意見7 運営費負担金の積算基準の見直し】	該当なし
意見8	【意見8 運営費負担金の項目ごとの実績額の集計方法の見直し】	
結果1	【結果1 医師等研究研修に要する経費の範囲の見直し】 支出すべき項目については、総務省繰出基準に基づき、令和8年度(2026年度)予算において整理した上で計上済み。実績額の集計方法等については同年度中に見直し予定。	
結果2	【運営費負担金の交付根拠の文書化】 次回の交付時までには運営費負担金の交付要領として文書化する。	
意見9	【運営費負担金に係る記録の保存】 組織間での認識共有した内容や経過を公文書として引き継ぐ運用とした。	

項目	対応時期・内容	第4期中期計画（案）該当箇所	
第4 予算及び決算			
意見10	【予算の実態に即した積算】 令和8年度(2026年度)から、病床稼働率を85%とする等、実態に合わせた積算に変更済み。	該当なし	
意見11	【予算統制の強化】 令和7年度(2025年度)対応済み。		
第5 内部統制			
結果3	【内部統制体制の整備】 令和8年度(2026年度)中に取り組む。	第2-3-(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底	
第6 医師の働き方改革への対応及び労務管理			
意見12	【医師の宿日直制度の運用状況のチェックについて】 医師の負担とならない方法で何が出来るか検討していく。	第2-3-(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底 第3-2-(1) 働き方改革の推進	
意見13	【医長以上の職員の時間外労働時間の公表】 令和8年度(2026年度)から事業実績等報告書に記載。		
意見14	【時間外勤務命令申請、宿日直勤務報告書提出期限の遵守】 提出期限を徒過した医師に対する指導等を引き続き積極的に行う。		
意見15	【自己研鑽を行ったとされている時間のチェックについて】 医師の負担とならない方法で何が出来るか検討していく。		
結果4	【割増賃金算定の基礎となるべき賃金の見直し】 割増賃金算定の基礎となるべき賃金の見直しについて検討していく。		
意見16	【管理監督者性について再度の検証】 管理監督者該当性を再度検証する。		
結果5	【結果5 管理監督者の夜間勤務手当に関する規程の変更】		
結果6	【結果6 変形労働時間制に関する規程及び運用の見直し】 規程を改正予定。		
第7 契約事務			
結果7	【契約規程に合致する契約方法の選択】 契約規程に基づき契約方法を選択する対応を行う。		第2-3-(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底
意見17	【予定価格算出根拠資料の契約関係資料一式としての保存】 現在は、意見のとおり対応している。対応済み。		
意見18	【入札参加者を増やすための取組の文書化】 対応に向けて文書化の方法を検討中。		
結果8	【不適切な契約書作成の省略】 指摘内容のとおり対応する。		
意見19	【医療機器の購入契約から保守点検契約までの確認事項の文書化】 文書化の方法については検討中だが、今後対応していく。		

項目	対応時期・内容	第4期中期計画（案）該当箇所
意見20	【医療機器導入時における不正防止に向けた取組の実施】 今後検討していく。	
意見21	【契約規程第21条第1項第3号「緊急の必要」の適正な適用】 指摘内容のとおり対応する。	
意見22	【契約規程第22条第1項第2号該当性の慎重な判断】 随意契約の透明性や公平性が確保できるよう慎重に判断していく。	
意見23	【契約書と仕様書の綴じ方の誤り】 指摘内容のとおり対応する。	
意見24	【暴力団排除等の誓約書の全件提出】 吹田市の動向を踏まえて対応を検討していく。	
意見25	【吹田市への監査意見の出資団体、財政支援団体への展開】 出資団体、財政支援団体への具体的な周知方法について今後検討していく。	該当なし
第8 在庫管理及び材料費の適正化		
意見26	【物流管理（SPD）業務委託事業者への立入検査権の明記】 SPD事業者への監査は毎月実施しているが、併せて次回の契約書に明記する。	第4-2-(2) 費用の節減
意見27	【物流管理（SPD）業務の委託内容（仕様書）の精査】 次回仕様書作成時に文言修正か削除で対応する。	
意見28	【SPD事業者の固定化を回避する取組の強化】 SPD事業者の固定化を回避する取組は実施しており、新たな取組については今後検討していく。	
第9 診療報酬債権管理・回収		
意見29	【診療費支払い計画確約書の記載の修正】 対応済み。	第4-2-(1) 収益の確保
意見30	【意見30 債権管理規程の修正】	
意見31	【意見31 医業未収金回収マニュアルの修正（その1）と積極的な支払督促又は債権回収の外部委託の実施の検討】 対応時期や内容について今後検討していく。	
結果9	【医業未収金回収マニュアルの修正（その2）】 対応済み。	
結果10	【消滅時効管理の実施】 対応時期や内容について今後検討していく。	
第10 旧病院の跡地売却問題		
意見32	【より一層の情報開示と適正かつ早期の跡地売却の実施に向けた努力】 現在も売却に向けて努力している。これまでの売却の進捗及び検討の状況についてホームページの情報を更新済み。	第4-1 経営基盤の確立

項目	対応時期・内容	第4期中期計画（案）該当箇所
第11 公益通報制度、ハラスメント通報窓口		
結果11	【結果11 令和4年6月施行の改正公益通報者保護法に即した内容へのコンプライアンス規程の改正】	第2-3-(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底
結果12	【結果12 公益通報対応業務従事者の指定】	
結果13	【結果13 公益通報先と責任者の明確化】	
結果14	【結果14 公益通報受入窓口の組織の長からの独立性確保、及び、調査者の独立性確保、利益相反の排除】	
結果15	【結果15 公益通報者保護法に則り匿名通報も保護対象であることを明確に】	
意見33	指摘内容のとおり対応を検討していく。	
意見34	指摘内容のとおり対応を検討しており、令和8年度（2026年度）から施行する予定。	
意見35	【公益通報制度の職員への周知】 制度改正について院内に周知する。	
意見36	【ハラスメント相談の職員間の情報共有の範囲の限定】 ハラスメント防止規程に基づき、ハラスメント対策委員会設置要領等において規定しており、引き続き、ハラスメント相談者のプライバシーの保護及び秘密の保護に努める。	
意見37	【ハラスメント通報者保護の徹底】 引き続き、ハラスメント通報者の保護に努める。	
意見38	【ハラスメントに関するアンケートなどの実施】 令和8年度（2026年度）にアンケートを実施する予定。	
意見39	【ハラスメント研修の実施】 引き続き、具体的な事例を反映したハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止に努める。	
第12 個人情報管理		
意見40	【個人情報保護に関する研修受講の徹底】 必修研修と位置づけ、全職員が研修を受講するよう努める。	第2-3-(2) 法令・行動規範（コンプライアンス）の徹底
第13 医療情報システム		
意見41	【サイバー攻撃対策の体制整備】 対応時期や内容について今後検討していく。	第5-1-(1) 医療情報システムの安全管理
第14 医療安全		
意見42	【医師によるラウンド指導の実施】 対応済み。	第2-3-(1) 医療の安全性と質の向上

市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の
令和6年度(2024年度)実績の市内、市外の内訳 No.1

項目	市内(割合)		市外	合計
入院患者数(人)	91,014	74.3%	31,433	122,447
外来患者数(人)	156,632	76.2%	48,836	205,468
救急車搬送受入件数(件)	3,275	79.6%	841	4,116
うち時間内(件)	1,156	81.6%	261	1,417
うち時間外(件)	2,119	78.5%	580	2,699
救急搬送入院件数(件)	1,040	79.1%	275	1,315
小児入院患者数(件)	4,476	69.8%	1,941	6,417
小児科外来患者数(人)	7,963	81.0%	1,872	9,835
うち時間内(人)	6,922	82.3%	1,492	8,414
うち時間外(人)	1,041	73.3%	380	1,421
小児科救急搬送患者数(人)	588	79.0%	156	744
うち時間内(人)	156	85.2%	27	183
うち時間外(人)	432	77.0%	129	561
セカンドオピニオン対応件数(件)	3	100.0%	0	3
障がい者歯科患者数(人)	1,491	87.8%	208	1,699

市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の
令和6年度(2024年度)実績の市内、市外の内訳 No.2

※市内・市外の算出をしていない項目と理由

項目	理由
時間外救急車搬送受入率	受け入れできなかった患者の住所が不明のため
分娩件数	データ上、件数等と患者の住所が連携していないため
がん入院患者数	
化学療法適用患者数	
放射線治療患者数	
がん手術患者数	
がん検診受診者数	
リハビリテーション	
臨床調査個人票作成数	
認知症ケアチーム介入件数	
栄養サポートチーム介入件数	
紹介件数・逆紹介件数	
退院支援件数・医療相談件数	
介護支援連携件数	
当日入院件数(紹介)	
共同利用を行った件数	
国立循環器病研究センターからの紹介件数	
国立循環器病研究センターへの紹介件数	
国立循環器病研究センターからの回復期リハビリテーション病棟患者受入数	

大阪府内の各市民病院の令和6年度（2024年度）経営状況

病院名	病床数 (床)	※純損益 (千円)
市立吹田市民病院	431	▲ 442,686
堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	487	▲ 477,496
市立岸和田市民病院	400	▲ 1,085,568
市立豊中病院	563	▲ 1,331,539
市立池田病院	364	▲ 1,771,085
泉大津市立周産期小児医療センター	98	▲ 712,275
泉大津急性期メディカルセンター	300	
市立貝塚病院	249	▲ 685,283
市立ひらかた病院	335	▲ 890,723
八尾市立病院	380	▲ 1,446,407
りんくう総合医療センター	388	▲ 82,148
和泉市立総合医療センター	307	▲ 376,757
箕面市立病院	317	10,250
市立柏原病院	220	▲ 719,857
市立東大阪総合医療センター	520	▲ 1,229,737
阪南市民病院	185	▲ 32,754

※ 各病院・各市のホームページ掲載の決算関係資料から引用。
金額は千円単位(四捨五入)で表示。

市立吹田市民病院跡地売却に向けた検討経過

年度	内容
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回跡地売却公募開始 複数が参加表明
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退を理由に参加表明者が辞退し不成立
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内活用意向の照会実施 ・第2回跡地売却公募開始 1者が参加表明 開発に必要な造成工事の費用把握が困難であることを理由に参加表明者が辞退し不成立
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物解体や造成等に係る各種費用の精査を実施 ・庁内活用意向の照会実施
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりの観点から課題を整理し、公募に向けた協議を行うためスケジュールの見直しを実施
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・東西道路の整備に係る技術的検討に関する情報共有 ・政策調整会議開催（地域課題の効果的かつ早期の解決に向け、市が主体となり東西道路の拡幅整備を進める方向性を確認）
令和7年度 (2025年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内活用意向の照会実施 ・東西道路の整備に係る技術的検討結果に基づき関係者との協議内容の情報共有と公募に関する諸条件の調整

